

◆騒音規制法 届出事項一覧

※正副2部提出のこと

届出の種類	提出者	届出の期限	届出書の様式	添付書類	罰則	受理書	根拠条項
特定施設の設置の届出	設置者	設置工事開始の日の30 日前まで	特定施設設置届出書 (様式第1)	①特定施設の配置図 ②特定工場等及び その付近の見取り図	無届及び虚偽の届出の場合 5万円以下の罰金	交付	法6① 法30
経過措置に伴う届出 (使用の届出)		指定地域となった日 又は特定施設となった日 から30日以内	特定施設使用届出書 (様式第2)		無届及び虚偽の届出の場合 3万円以下の罰金		法7① 法31
特定施設の種類ごとの 数の変更の届出	特定施設の設置 又は 使用の届出者	変更に係る工事開始の日の 30日前まで	特定施設の種類ごとの 数変更届出書 (様式第3)				なし
騒音防止の方法の 変更の届出			騒音の防止の 方法変更届出書 (様式第4)				
氏名の変更等の届出		変更の日から30日以内	氏名(名称、住所、所在地) 変更届出書 (様式第6)	不要	無届及び虚偽の届出の場合 1万円以下の過料	なし	法10 法33
特定施設のすべての 使用の廃止の届出		使用廃止の日から 30日以内	特定施設使用全廃届出書 (様式第7)				
承継の届出	承継者	承継の日から30日以内	承継届出書 (様式第8)				
特定建設作業の 実施の届出	施工者 (元請負人)	開始の日の7日前まで (災害等緊急に行う場合は すみやかに届け出る)	特定建設作業実施届出書 (様式第9)	①特定建設作業の工程 を明示した工事工程表 ②特定建設作業の 場所の付近の見取り図	無届及び虚偽の届出の場合 3万円以下の罰金		法14① 法31